

日本脳炎ワクチン（乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン）について

～予防接種に欠かせない情報です、必ずお読みください～

1. 病気の説明

日本脳炎は潜伏期7～10日、突然の高熱、頭痛、嘔吐、意識障害及びけいれん等を主な症状とするウイルス性の急性脳炎疾患で、ウイルスを持つ蚊がヒトを刺すことによって感染します。

感染者の100～1000人に1人が発症するとされ、感染しても症状が現れずに経過する場合が多く、大多数の方は患しても無症状に終わりますが、脳炎を発症した場合20～40%の方が死に至るとされています。発症すると筋強直、脳神経症状、不随意運動、震戦、麻痺、病的反射等があらわれるとされており、幼児や高齢者では死亡のリスクが高く、精神神経学的後遺症は生存者の45～70%に残り、小児では特に重度の障害を残すことが多いとされています。

かつては年間1,000名を超える日本脳炎患者が発生し、致死率も30～50%と高いものでしたが、予防接種の普及等があったこともあり近年では患者数は大きく減少しておりますが、年間10人以下程度ですが西日本地区の高齢者を中心に依然として発症がみられております。

日本脳炎ウイルスはウイルスを持つ蚊がヒトを刺すことによって感染するため、ヒトからヒトへの感染はありませんが、食用として出生、飼育されているブタが日本脳炎ウイルスの増幅動物とされており、ブタ-蚊-ブタ間では毎年6月頃に流行が始まり、関東以南では多くの県で10月までに約80%以上のブタが日本脳炎ウイルスに感染しているとされています。

2. 接種について

乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンを使用し、3歳から7歳6カ月までの間に3回皮下に接種をし、9歳から13歳未満までの間に1回皮下に接種で、合計4回接種を行います。標準的には、1回目の接種から、6日から28日の間隔をあけ2回目の接種を、3回目の接種はそれからおおむね1年を経過した時期に接種するものとされています。

3. ワクチンの効果と副反応について

厚生労働省によると、ワクチン接種により日本脳炎の罹患リスクを75～95%減らすことができるとされています。

ワクチンの添付文書によると、使用成績調査（第5回定期報告時）の結果、2731例中785例（28.7%）に副反応が認められ、その主なものは注射部位紅斑（16.8%）、発熱（5.9%）、注射部位腫脹（5.2%）、注射部位疼痛（4.4%）、注射部位そう痒感（3.6%）、咳嗽（1.4%）、鼻漏（1.0%）などがあつたとされています。

また、重大な副反応として、非常にまれですが、次のような副反応が報告されています。

- ショック、アナフィラキシー様症状（じんましん・呼吸困難・血管浮腫等）
- 急性散在性脳脊髄炎（ADEM）（発熱、頭痛、けいれん、運動障害、意識障害等）
- けいれん（副反応としてあらわれる場合は、通常、接種直後から数日ごろまで）
- 急性血小板減少性紫斑病（本症が疑われる場合、紫斑・鼻出血・口腔粘膜出血等があらわれます）
- 脳炎・脳症（発熱、四肢麻痺、けいれん、意識障害等）

※日本脳炎ワクチンは、過去に使用していたマウス脳由来の日本脳炎ワクチンが接種後に重症ADEMを発症した事例があつたことから、より慎重を期すため、平成17年5月30日に定期予防接種としての日本脳炎ワクチン接種の積極的な勧奨を差し控える旨の勧告が発表されておりましたが、その後平成21年2月に現在使用している乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンが開発され、専門家の検討結果を踏まえ、平成22年度から接触的な勧奨が再開されることとなりました。

●急性散在性脳脊髄炎（ADEM）

ウイルス感染後やワクチン接種後、きわめてまれに生じるアレルギー性の脳脊髄炎で、感染後あるいはワクチン接種後、数日から数週間程度で発熱、頭痛、けいれん、運動障害等が初期症状としてあらわれます。ステロイド剤などの治療により、多くの方が正常に回復しますが、運動障害等の神経系の後遺症が残ることもあつたとされています。

4. 予防接種を受けに行く前に（一般的注意事項）

予防接種は体調のよい時に接種を受けるのが原則です。日頃からお子さんの体質・体調等の健康状態によく気を配って下さい。何か気になることがあれば、かかりつけの医師や保健センターにご相談ください。安全に予防接種を受けられるよう、以下の注意事項を確認したうえで、予防接種を受けるかどうかご判断ください。

- ①接種当日はお子さんの状態をよく観察し、普段と変わったところがないことを確認してください。体調が悪く思ったら、かかりつけ医に相談のうえ接種の判断をして下さい。
- ②受ける予定の予防接種について、通知や説明等をよく読んで、必要性や副反応についてよく理解して下さい。わからないことは、接種を受ける前に接種医に質問しましょう。
- ③**母子健康手帳は必ず持参していきましょう。**
- ④予診票は接種する医師への大切な情報です。責任をもってしっかり記入ください。
- ⑤医療機関へはお子さんの日頃の健康状態をよく知っている保護者の方が連れて行って下さい。

予防接種は、予防接種の効果や副反応などについて理解した上で、接種に同意したときに限り、接種が行われます。

5. 予防接種を受けることができない人

- ①明らかに発熱（通常 37.5℃以上をいいます）をしている方
- ②重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方
- ③当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな方
- ④その他、医師が接種は不適當な状態と判断した場合

6. 予防接種を受けた後の一般的注意事項

- ①予防接種を受けたあと 30 分程度は、医療機関でお子さんの様子を観察するか、医師とすぐに連絡を取れるようにしておきましょう。急な副反応が、この間に起こることがまれにあります。
- ②接種後、1 週間は副反応の出現に注意して下さい。
- ③接種部位を清潔に保ちましょう。入浴は差し支えありませんが、接種部位をこすることはやめましょう。
- ④当日ははげしい運動はさけましょう。
- ⑤接種後、接種部位の異常な反応や体調の変化があった場合は、速やかに医師の診察を受けましょう。

7. 予防接種による健康被害救済制度について

- 定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関で治療が必要になった場合、生活に支障が出るような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく給付を受けることができます。
 - 健康被害の程度に応じて、医療費、医療手当、障害時養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められて金額が支給されます。死亡一時金、葬祭料以外については、治療が終了する、または障害が治癒する期間まで支給されます。
 - 健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因（予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等）によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に給付を受けることができます。
 - 予防接種法に基づく定期の予防接種として定められた期間を外れて接種を希望する場合、予防接種法に基づかない接種（任意接種）として取り扱われます。その接種で健康被害を受けた場合は、独立行政法人医薬品医療総合機構法に基づく救済を受けることになりますが、予防接種法と比べて救済の対象、額等が異なります。
- ※給付申請の必要が生じた場合には、診察した医師、保健所、福生市保健センターへご相談ください。